

枚方市景観条例（素案）の概要（案）

□ 条例の目的

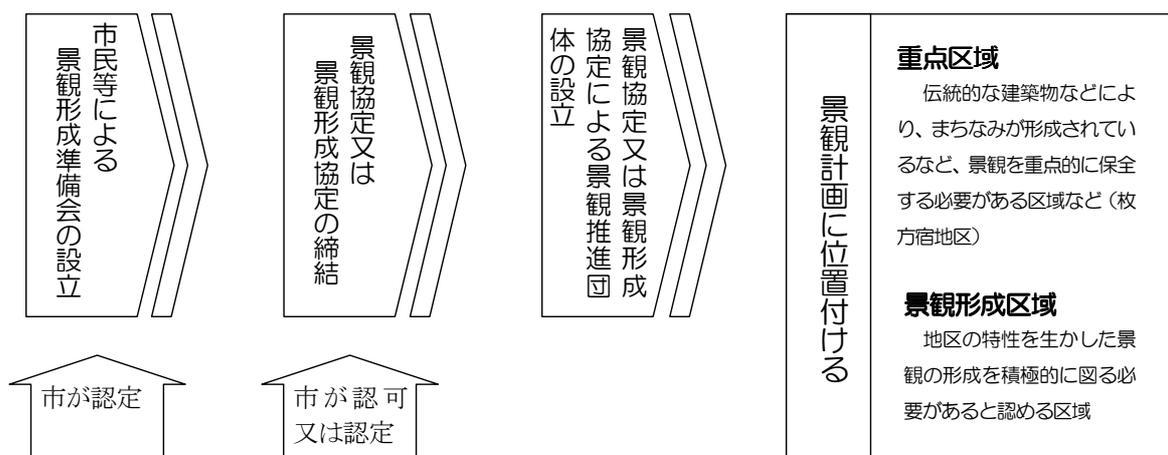
景観法の施行に関し必要な事項のほか、景観の形成に関して必要な事項を定めることにより、美しく魅力あふれるまちづくりを推進し、もって市民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

□ 責務

市の責務	市民の責務	事業者の責務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。 ・ 施策を策定し、実施するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めなければならない。 ・ 市民及び事業者の景観に関する意識の高揚及び知識の普及を図るため、必要な措置を講じる ・ 道路、公園その他の公共施設の整備を行う場合には、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の形成のために積極的な役割を果たすよう努めなければならない。 ・ 市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な景観の形成に関する理解を深めるとともに、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に努めなければならない。 ・ 事業者は、市民と相互に協力し、地域における良好な景観の形成に積極的に寄与するとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

□ 良好な景観形成を進める

- ・ 良好な景観の形成を総合的かつ持続的に推進するため、都市景観基本計画を策定し、同計画に即して景観計画(法第8条第1項に規定する計画)を定める。
- ・ 大規模な建築物、工作物等の建築等に届出を求め、必要であれば事前協議を行う。
※事前協議を完了した場合は、法定着工制限(30日)を緩和することができる規定の適用。(法18条2項)
- ・ 一定の規模(1ha)以上の開発行為の届出を求める。(但し、枚方宿地区は、500㎡以上)
- ・ 地域特性に合わせた景観形成を図る。

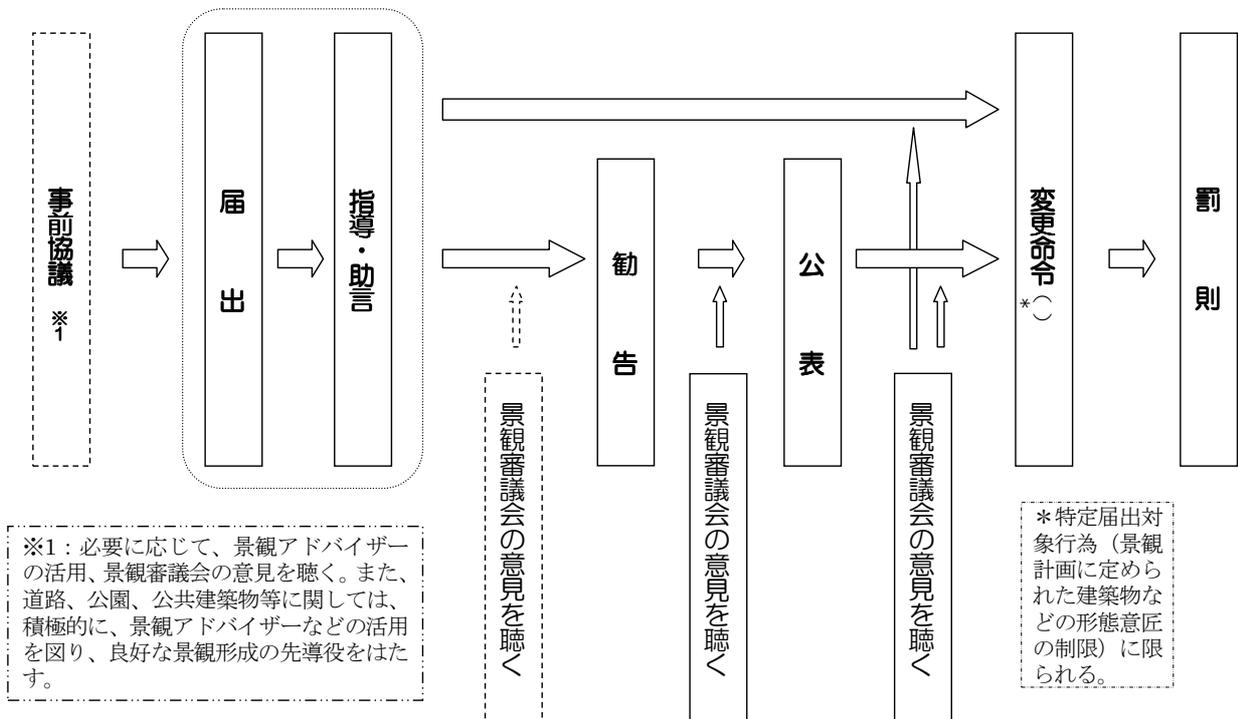


- ・ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定等に関することを定める。
- ・ 歴史的景観の保全を図る。(歴史的景観保全地区及び、地区内の歴史的景観建造物の指定等に関することを定める)
- ・ 国や他の地方公共団体への要請など連携を図る。

□ 良好な景観形成にかかる支援を定める

<p>市民による景観への提案</p> <p>良好な景観の形成を図ることを目的として、市民又は事業者で構成される団体は、一定の区域の景観計画の変更を提案できる。</p>	<p>まちづくり活動への支援</p> <p>良好な景観の形成を図ることを目的として、特定の区域の市民又は事業者で構成される団体に対し、都市景観の形成に関する情報を提供し、必要な助言を行い、その活動を支援する。</p>	<p>建造物保全などへの支援</p> <p>良好な景観の形成を図ることを目的として、景観重要建造物や歴史的建造物等の所有者等に対して、その建造物等の保全や整備などの行為への支援をする。</p>
<p>景観アドバイザーの活用</p> <p>良好な景観の形成を図ることを目的として、市、市民及び事業者が行う景観の形成に向けた取組について、専門的な助言を得るため、景観アドバイザーを置く。</p>	<p>表彰制度の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な景観の形成に寄与している建築物等の所有者、設計者等を表彰する。 ・良好な景観の形成に寄与している市民、事業者又は団体を表彰する。 	<p>情報提供や啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民及び事業者が自主的かつ主体的に行う良好な景観の形成に資する活動を支援し、その積極的な参加を推進する。 ・景観に関する調査等を行い景観に関する資料の提供等に努める。

□ 景観形成の実効性を高める



□ 景観審議会について

法・条例に基づく権限（勧告、公表、変更命令など）、構成、人数、部会等の役割を定める

□ 経過措置

平成 26 年 4 月から、3 ヶ月間は、これまでの大阪府景観計画に基づく届出等と同様の内容で行うこととし平成 26 年 7 月から、条例を全面施行する。